

第 6 回

熊本県議会

教育警察常任委員会会議記録

平成30年2月23日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第6回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

平成30年2月23日(金曜日)

午前9時58分開議

午前11時4分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成29年度熊本県一般会計補正予算(第7号)

議案第7号 平成29年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算(第1号)

議案第39号 専決処分の報告及び承認について

議案第40号 専決処分の報告及び承認について

議案第41号 専決処分の報告及び承認について

議案第42号 専決処分の報告及び承認について

議案第43号 専決処分の報告及び承認について

議案第44号 専決処分の報告及び承認について

報告第5号 専決処分の報告について

出席委員(8人)

委員長 浦田 祐三子
副委員長 高木 健次
委員 山本 秀久
委員 氷室 雄一郎
委員 吉永 和世
委員 小早川 宗弘
委員 磯田 毅
委員 吉田 孝平

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 宮 尾 千加子
教育理事 山 本 國 雄
教育総務局長 青 木 政 俊
教育指導局長 越 猪 浩 樹
教育政策課長 江 藤 公 俊
学校人事課長 手 島 和 生
社会教育課長 坂 本 富 明
文化課長 岡 村 郷 司
施設課長 猿 渡 伸 之
高校教育課長 牛 田 卓 也
義務教育課長 高 本 省 吾
特別支援教育課長 藤 田 泰 資
人権同和教育課長 徳 永 憲 治
体育保健課長 西 村 浩 二

警察本部

本部長 村 田 達 哉
警務部長 森 川 武
生活安全部長 松 岡 範 俊
刑事部長 吉 長 立 志
交通部長 奥 田 隆 久
警備部長 石 原 裕 洋
首席監察官 杉 村 武 治
参事官兼警務課長 熊 川 誠 吾
参事官兼会計課長 木 村 浩 憲
理事官兼総務課長 開 田 哲 生
参事官兼生活安全企画課長 吉 田 至
参事官兼刑事企画課長 國 津 剛
参事官兼交通企画課長 船 江 英 二
参事官兼警備第一課長 中 村 勇 一
交通規制課長 瀬 河 清 信

事務局職員出席者

議事課主幹 楨 原 俊 郎
政務調査課主幹 福 田 孔 明

午前9時58分開議

○浦田祐三子委員長 おはようございます。

ただいまから、第6回教育警察常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に2名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について、教育委員会、警察本部の順に説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、着座のまま、簡潔にお願いします。

初めに、教育長から総括説明を行い、続いて担当課長等から順次説明をお願いします。

初めに、宮尾教育長。

○宮尾教育長 お世話になります。教育委員会でございます。

議案の説明に先立ちまして、教育分野に係る熊本地震からの復旧、復興の状況について、少し御説明をさせていただきます。

地震発生から1年10カ月余りが経過しておりますが、学校施設などのハード面は、おかげさまで一步一步復旧、復興に向けて進んでおります。他方、心のケアが必要な児童生徒の数は、半年前の前回の調査よりも約300人ほどふえまして、2,000人余りというふうになっております。

このうち約6割が新しくケアが必要と判断された児童生徒でございます。いわゆる、阪神・淡路大震災ですとか東日本大震災を経験された教育関係者からは、子供たちの心のケアは、発災から3年から5年後がピークだというお話も伺っておりまして、中長期にわたりしっかりと取り組んでいく所存でございます。

また、熊本城につきましては、2019年の女子ハンドボール世界選手権熊本開催、ラグビ

ーワールドカップ2019熊本開催までに、復旧した大天守の外観を世界の皆様にごらんいただくことを目標に掲げまして、工事が進められております。

今後、熊本地震からの復興のシンボルである熊本城の復旧について、熊本市と一緒に取り組んでまいります。

それでは、今回御提案申し上げております教育委員会関係の議案の概要につきまして御説明させていただきます。

まず、平成29年度2月補正予算につきましては、第1号議案、平成29年度熊本県一般会計補正予算(第7号)、第7号議案、平成29年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算(第1号)におきまして、総額36億2,558万円の減額補正をお願いしております。

次に、明許繰越費の補正でございますが、県立高等学校施設整備事業など3件について、繰越明許費補正を行うものでございます。

次に、債務負担行為補正でございますが、熊本県育英資金管理システム保守業務など8件について、債務負担行為補正を行うものでございます。

続きまして、条例等議案ですが、議案第39号から議案第44号につきまして、熊本県育英資金貸付金の支払い請求に係る訴えの提起に係るものでございます。

以上が今議会に提案させていただいております議案等の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長が御説明いたしますので、どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○江藤教育政策課長 教育政策課でございます。

説明資料の2ページをお願いします。

事務局費でございますが、3,067万4,000円の減額でございます。

右側の説明欄1の事務局運営費等の(1)県

立学校校務情報化推進事業における県立学校教員の校務用パソコンリースの更新に係る入札残など、所要額の減によるものでございます。

次に、2段目、教職員人事費でございますが、233万1,000円の財源更正でございます。

右側の説明欄1の(1)、教職員住宅管理費における教職員住宅家賃収入見込み額の減に伴うものでございます。

次に、3段目、教育センター費でございますが、2,319万4,000円の減額でございます。

右側の説明欄1の研修事業費の(1)及び(2)の初任者研修期間中に初任者の代替として授業を行う非常勤講師の採用実績の減などの所要見込み額の減によるものでございます。

説明資料の3ページをお願いいたします。

恩給及び退職年金費でございますが、1,470万2,000円の減額でございます。

右側の説明欄1の(1)恩給及び退職年金費における年度途中の受給者死亡による所要見込み額の減によるものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○手島学校人事課長 学校人事課でございます。

各事業の説明に先立ちまして、今回補正をお願いしております教職員の給与につきまして、各課に共通する事項でございますので、一括して学校人事課の例で御説明させていただきます。

説明資料4ページをお願いします。

上段の事務局費ですが、6,901万8,000円の減額でございます。

このうち、右側の説明欄1、職員給与費につきましては、当初予算では、昨年平成29年1月1日時点で在籍している職員の給与をもとに算定しております。その後、4月の人事異動等により、予算と実際の給与費に違いが生じておりますので、今回、現状に合わせ

て補正をお願いするものでございます。

以下、学校人事課の教職員給与費及び社会教育課、文化課、施設課、体育保健課の職員給与費に係る補正予算につきましても、同様の理由によるものでございますので、当課及び各課からの説明は省略させていただきます。

なお、今回、学校人事課の教職員給与費につきましては、平成28年熊本地震に伴います他の都道府県からの派遣教職員等の給与費につきましても計上しておりますが、今御説明しましたとおり、給与費全体で見ると、4月の人事異動等により実際の給与費が予算を下回っており、派遣教職員等の給与費を含めても、支給見込み額の減となっております。

それでは、学校人事課の各事業について御説明いたします。

引き続き、上段の事務局費ですが、右側説明欄の3、退職手当の減額につきましては、事務局職員の年度末までの自己都合等の退職者に係る退職手当の支給見込み額の減によるものでございます。

次に、2段目の教職員人事費ですが、5億1,657万7,000円の減額でございます。

右側の説明欄1、退職手当における教職員の年度末までの自己都合等の退職者に係る退職手当の支給見込み額の減によるものでございます。

また、4、公立学校教員採用選考考査事務費では、熊本市からの負担金収入の減に伴い、財源更正をお願いしております。

説明資料5ページをお願いします。

1段目の教職員費ですが、6億3,921万8,000円の減額でございます。

次に、2段目の教職員費ですが、3億3,872万1,000円の減額でございます。

次に、3段目の高等学校総務費ですが、3億8,113万円の減額でございます。

右側説明欄2、学校運営費の増額は、非常勤講師の勤務時間数の実績増に伴います報酬

の所要見込み額の増によるものでございます。

次に、4段目の全日制高等学校管理費、5段目の定時制高等学校管理費及び6ページの1段目の通信教育費において財源更正をお願いしておりますが、これらはいずれも生徒数の変動に伴う授業料、入学金の歳入の増減等により、学校運営費を補正するものでございます。

最後に、2段目の特別支援学校費ですが、3,186万1,000円の増額でございます。

右側の説明欄1、教職員給与費の支給見込み額の増等によるものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○坂本社会教育課長 社会教育課でございます。

説明資料の7ページをお願いします。

社会教育総務費ですが、448万4,000円の減額でございます。

右側の説明欄3の社会教育諸費のうち、(1)の地域人権教育指導員設置費補助における地域人権教育指導員の活動実績の減等によるものでございます。なお、(2)の熊本地震に係る都道府県派遣職員負担金は、平成28年熊本地震に伴う他県からの派遣職員人件費に対する負担金として550万円を計上しております。

次に、3段目の教育施設災害復旧費ですが、150万円の減額でございます。

右側の説明欄1の社会教育施設災害復旧費の(1)公立社会教育施設災害復旧指導監督事務費における国との連絡及び市町村に対する指導、調査、検査等に要する経費の所要見込み額の減による減額でございます。

以上でございます。審議のほどよろしくお願いいたします。

○岡村文化課長 文化課でございます。

説明資料の8ページをお願いします。

文化費ですが、2億8,781万8,000円の減額でございます。

右側の説明欄3の文化財調査費の(2)埋蔵文化財発掘調査(受託)における県が受託した国が行う公共事業等に伴う埋蔵文化財発掘調査に係る発掘調査面積の縮小等に伴う所要見込み額の減などによるものでございます。

なお、5の平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金積立金ですが、平成29年4月から12月末時点の文化財復旧のために寄せられた民間からの寄附金を積み立てるものでございます。既に当初予算で5億円積み立てておりますが、今回の補正で新たに5億2,443万1,000円を積み立てるものでございます。

なお、今年度までに積み立てる基金の累計額は、37億2,541万5,000円となっております。

説明資料の9ページをお願いします。

美術館費ですが、148万円の減額でございます。

右側の説明欄5の永青文庫推進事業費の(1)細川コレクション永青文庫推進事業は、永青文庫の調査を行う熊本大学への委託事業ですが、今年度は、熊本大学において事業の財源を別途確保できたため、県からの支出が不要となったこと等によるものでございます。

続きまして、説明資料の10ページをお願いします。

教育施設災害復旧費ですが、6億4,183万6,000円の減額でございます。

右側の説明欄2の社会教育施設災害復旧費の(1)文化財災害復旧事業の熊本地震で被災した未指定の歴史的建造物の復旧に係る民間所有者負担を軽減する事業において、数次にわたり個別訪問を行い、所有者の意向を確認した結果、事業当初の補助見込みから今年度の申請予定が減ったことによる所要見込み額の減によるものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく
お願いいたします。

○猿渡施設課長 施設課でございます。

説明資料の11ページをお願いいたします。

教育振興費ですが、476万1,000円の減額で
ございます。

右側の説明欄の1、産業教育設備費の(1)
実習船熊本丸代船建造事業の工事費等の入札
残に伴う減額及び国庫内示増に伴う財源更正
でございます。

次に、学校建設費ですが、794万4,000円の
増額でございます。

説明欄の1、管理事務費の(1)熊本地震に
係る都道府県派遣職員関係経費について、平
成28年熊本地震に伴う他県からの派遣職員、
これは建築技術職になるんですけれども、こ
ちらの人件費に対する負担金でございます。

次に、教育施設災害復旧費で179万円の減
額です。

説明欄の1、教育施設災害復旧費の(1)県
立学校施設災害復旧事業の委託料の入札残に
伴う減額及び国庫内示増に伴う財源更正で
ございます。

施設課は以上でございます。御審議よろし
くお願いいたします。

○牛田高校教育課長 高校教育課でござい
ます。

説明資料の11ページ下段をお願いいたしま
す。

事務局費ですが、1,055万円の減額でござ
います。

右側の説明欄1の新設高等学校等教育環境
整備事業の所要見込み額の減によるもので
ございます。

説明資料12ページをお願いいたします。

教育指導費ですが、1億6,745万7,000円の
減額でございます。

右側の説明欄1の(3)高等学校等通学支援

事業(熊本地震対応分)の所要見込み額の減な
どによるものでございます。

説明資料の13ページをお願いいたします。

教育振興費ですが、4,684万3,000円の減額
でございます。

右側の説明欄3の奨学のための給付金事業
の所要見込み額の減などによるものでござい
ます。

次に、学校建設費ですが、6,531万7,000円
の減額でございます。

右側の説明欄1の県立高等学校再編・統合
施設整備事業の所要見込み額の減によるもの
でございます。

次に、保健体育総務費ですが、70万7,000
円の減額でございます。

右側の説明欄1の定時制高等学校夜食費の
所要見込み額の減によるものでございます。

次に、育英資金等貸与特別会計繰出金です
が、2,832万円の減額でございます。

右側の説明欄1の育英資金等貸与特別会計
繰出金の所要見込み額の減によるものでござ
います。

説明資料の14ページをお願いいたします。

熊本県育英資金等貸与特別会計でございま
す。

育英資金等貸付金ですが、2億9,286万
1,000円の減額でございます。

右側の説明欄1の育英資金貸付金(大学貸
与・修学貸与・緊急貸与)の所要見込み額の
減等によるものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく
お願いいたします。

○高本義務教育課長 義務教育課でござい
ます。

説明資料の15ページをお願いします。

教育指導費ですが、4,428万8,000円の減額
でございます。

右側の説明欄2の教員研修費の(1)指導改
善研修事業の所要見込み額の減等によるもの

でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく
お願いいたします。

○藤田特別支援教育課長 特別支援教育課で
ございます。

説明資料の16ページをお願いします。

まず、上段の教育指導費ですが、1,711万
5,000円の減額でございます。

右側の説明欄1の指導行政事務費の(1)特
別支援学校通学支援事業に係る所要見込み額
の減等によるものでございます。

続きまして、下段の特別支援学校費です
が、119万円の減額でございます。

右側の説明欄2の学校運営費の(1)県立特
別支援学校管理運営費に係る所要見込み額の
減等によるものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく
お願いします。

○徳永人権同和教育課長 人権同和教育課で
ございます。

説明資料の17ページをお願いします。

教育指導費でございますが、13万5,000円
の減額でございます。

右側の説明欄1の学校教育指導費の(1)人
権教育研究推進事業に係る国庫委託金の内示
減によるものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく
お願いします。

○西村体育保健課長 体育保健課でございま
す。

説明資料の18ページをお願いします。

保健体育総務費ですが、1,741万9,000円の
減額でございます。

右側の説明欄、学校保健給食振興費の(1)
県立学校における健康診断の実績に基づく所
要見込み額等の減等によるものでございま
す。

次に、下段の体育振興費ですが、800万
5,000円の減額でございます。

右側の説明欄1、学校体育振興費の(1)子
どもの体力向上推進事業における国庫委託金
の内示減などによるものでございます。

次に、説明資料の19ページをお願いしま
す。

教育施設災害復旧費でございます。

右側の説明欄1、社会教育施設災害復旧費
の(1)県営体育施設災害復旧事業における補
助災害復旧事業債の充当率変更に伴う財源更
正でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく
お願いいたします。

○岡村文化課長 文化課でございます。

説明資料の20ページ上段をお願いします。

繰越明許費の変更でございます。

社会教育費ですが、美術館本館改修整備事
業等について、補正前が2,100万円、補正後
が3億8,100万円で、3億6,000万円の増額変
更でございます。

これは、設計等に日数を要し、年度内の執
行が困難となり、設定済みの繰越明許費を増
額する必要が生じたため、繰越明許費の増額
補正をお願いするものでございます。

続きまして、教育災害復旧費ですが、文化
財災害復旧事業について、補正前が11億
5,500万円、補正後が12億3,700万円で、
8,200万円の増額変更でございます。

これは、設計の変更等により年度内の執行
が困難となり、設定済みの繰越明許費を増額
する必要が生じたため、繰越明許費の増額補
正をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく
お願いいたします。

○猿渡施設課長 施設課でございます。

説明資料の20ページ下段をお願いします。

繰越明許費の変更です。

高等学校費のうち、県立高等学校施設整備事業、いわば通常整備分に当たりますが、補正前が25億6,100万円に対し、補正後を28億600万円とする、2億4,500万円の増額変更でございます。

これは、入札不調等により年度内の執行が困難となり、設定済みの繰越明許費を増額する必要が生じたため、繰越明許費の増額補正をお願いするものでございます。該当校は、岱志高校、鹿本農高、大津高校、阿蘇中央高校の4校でございます。

以上でございます。

○江藤教育政策課長 教育政策課でございます。

説明資料の21ページの上段をお願いいたします。

教職員住宅用地賃借に係る債務負担行為の設定でございます。

これは、教職員住宅に係る土地賃借料で、土地の賃借を4月1日から行うため、33万4,000円を計上しております。

次に、2段目、公立学校教職員初任者研修等会場賃借に係る債務負担行為の設定でございます。

これは、初任者研修に係る会場賃借料で、会場の賃借を4月2日に行うため、26万円を計上しております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○手島学校人事課長 学校人事課でございます。

説明資料21ページ下段をお願いいたします。

公立学校教職員初任者研修等会場賃借に係る債務負担行為の設定でございます。

これは、初任者研修等に係る会場賃借料で、会場の賃借を4月2日に行うため、10万8,000円を計上しております。

次に、校長宿舍等賃借に係る債務負担行為の設定でございます。

これは、東稜高校及び大津支援学校の校長宿舍等賃借に係る賃借料で、校長宿舍等の賃借を4月1日から実施するため、216万円を計上しております。

以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○坂本社会教育課長 社会教育課でございます。

資料の22ページをお願いします。

一番上の段でございます。電話相談室賃借に係る債務負担行為の設定でございます。

これは、家庭教育電話相談事業で使用する電話相談室の賃借料で、電話相談室の賃借を4月1日から実施するため、54万円を計上しております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○猿渡施設課長 施設課でございます。

説明資料の22ページ中段をお願いします。

校長宿舍等賃借に係る債務負担行為の追加設定でございます。

これは、熊本工業高校校長宿舍の復旧工事を8月末までの予定で行いますが、その間、かわりとなる校長宿舍を賃借する必要がございます。校長宿舍の賃借を4月1日から実施するため、35万8,000円を追加するものでございます。

施設課は以上です。

○藤田特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

説明資料の22ページ下段をお願いします。

校長宿舍賃借に係る債務負担行為の設定でございます。

これは、熊本かがやきの森支援学校の校長宿舍の賃借料で、校長宿舍の賃借を4月1日

から実施するため、119万円を計上しております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○牛田高校教育課長 高校教育課でございます。

説明資料の23ページをお願いいたします。

熊本県育英資金等貸与特別会計でございます。

システム保守業務に係る債務負担行為の設定でございます。

これは、熊本県育英資金で使用するシステムの保守業務に係る委託料で、当該システム保守を4月1日から実施するため、107万5,000円を計上しております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○手島学校人事課長 学校人事課でございます。

説明資料の24ページ上段をお願いいたします。

派遣職員宿舍等賃借に係る債務負担行為の変更でございます。

これは、他県からの派遣職員を受け入れるための住居借り上げに係る経費及び家電等のリースに係る経費でございます。

平成29年6月議会で派遣職員用宿舍の賃借について債務負担行為の設定を行っており、今回の議案は派遣職員関連経費を追加するものであることから、同一議案の変更で対応するものでございます。

追加額1億175万6,000円のうち、学校人事課分として562万6,000円を計上しております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○猿渡施設課長 施設課でございます。

説明資料の24ページ下段をお願いします。

県立学校用地等賃借に係る債務負担行為の変更でございます。

これは、矢部高校プール用地、人吉高校五木分校学校敷地、黒石原支援学校下水道管設置に係る土地の賃借料で、当該契約を4月1日から実施するため、97万3,000円の増額を計上しております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○牛田高校教育課長 高校教育課でございます。

説明資料の26ページをお願いいたします。

第39号議案は、熊本県育英資金の返還金に関して行った知事の専決処分に関するものでございます。

27ページに記載のとおり、2人の債務者らに対する訴えの提起に係る専決処分について、本議会において報告し、承認をお願いするものでございます。

当課では、育英資金返還金の未収金対策の一つとして、平成22年度から、長期滞納者に対する法的措置として支払い督促の申し立てを行っているところです。

支払い督促は、県が裁判所に申し立てて、裁判所から債務者に対して奨学金の一括返還を命じてもらうものです。

2の専決処分の理由の前段にありますように、支払い督促に対し、2人の債務者らから異議の申し立てがなされました。

異議の申し立てがなされた場合、後段にありますように、民事訴訟法の規定により、支払い督促の申し立てのときにさかのぼって訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行いたします。

県が訴えの提起を行うには、本来、地方自治法の規定により県議会の承認をいただく必要がございますが、このように法の規定により債務者から異議の申し立てと同時に訴訟へ

移行する案件については、議会で御審議いただく時間がないことから、知事の専決処分といたしました。このため、これを本議会議に報告し、承認をお願いするものでございます。

なお、相手方は、長期にわたり一切文書催告や電話催告に応じない方であるため、裁判所に出廷いただくことで、裁判後に話し合いを行うことが可能となり、ほとんどの場合、その後の分納につながっております。

続いて、28ページの第40号議案、30ページの第41号議案、32ページの第42号議案、34ページの第43号議案及び36ページの第44号議案も同様の事案で、合わせて10人の債務者らから異議の申し立てがあり、訴訟に移行したものでございます。

なお、同様の内容の議案が複数に分かれておりますのは、それぞれの訴えの提起の時期が異なるためでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○浦田祐三子委員長 それでは、続いて警察本部から説明をお願いします。

初めに、村田警察本部長。

○村田警察本部長 警察本部でございます。

委員の皆様には、平素から警察行政の各般にわたり、格別の御理解と御支援をいただいていることに対しまして、改めて厚く御礼を申し上げます。

また、浦田委員長、高木副委員長を初め委員の皆様方には、大変お忙しい中、1月に行われました平成30年熊本県警察年頭視閲式、熊本県警察音楽隊第32回定期演奏会「県民ふれあいコンサート」に御臨席をいただきまして、まことにありがとうございます。重ねて御礼を申し上げます。

それでは、今回、県警察から提案させていただいております2件の議案等について、その概要を御説明いたします。

まず、第1号議案、一般会計補正予算（第7号）であります。これは、職員給与費の増額など、人件費の過不足調整による増額補正と今後の執行見込みを踏まえた歳出予算の整理のための減額補正等を行うもので、3億6,600万円余の増額補正をお願いしております。

また、平成29年度予算として計上された歳出予算のうち、年度内に事業を完了しない可能性がある工事分についての繰越明許費の追加設定及び平成30年度当初から業務を開始する必要がある事業についての債務負担行為の設定をお願いしております。

次に、報告第5号であります。これは専決処分させていただきました7件の交通事故の和解についての報告であります。

詳細につきましては、この後担当者から説明させますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○浦田祐三子委員長 担当課長から説明をお願いします。

木村会計課長。

○木村会計課長 予算関係議案につきまして、お手元の警察本部の説明資料で御説明をいたします。

1ページをお願いします。

第1号議案、平成29年度2月補正予算についてでございます。

2月補正予算につきましては、既存事業の見直しや今後の執行見込みの精査による補正が主な内容となっております。

上段の公安委員会費で45万2,000円の増額をお願いしております。

説明欄をごらんください。

これは、公安委員報酬の支給見込み額の増によるものでございます。

次に、中段の警察本部費でございます。4億9,625万1,000円の増額をお願いしております。

す。

説明欄をごらんください。

1の職員給与費6億9,446万円の増額は、警察職員に対する職員給与費の支給見込み額の増額でございます。

これは、平成29年度中に採用した職員の給料等の増額と時間外勤務手当などの諸手当の過不足調整に伴う増額をお願いするものでございます。

2の退職手当1億4,182万3,000円の減額は、退職者への支給見込み額の減によるものでございます。

3の警察一般管理費5,638万6,000円の減額は、赴任旅費や庁舎光熱水費、職員の定期健康診断料などの所要見込み額の減額でございます。

(1)の赴任旅費の減額は、現在建設中の熊本北合志警察署を平成30年4月1日から運用開始することに伴い、春の定期人事異動の一部について、4月1日付での発令を予定していることから、来年度の当初予算に振りかえることによるものでございます。

次に、下段の装備費でございます。1,133万9,000円の増額と財源更正をお願いしております。

説明欄をごらんください。

(1)の警察装備品維持管理費は、ガソリン単価の高騰に伴う警察用車両燃料費の所要見込み額の増額をお願いしております。(2)のヘリコプター維持管理費は、点検整備委託費に対して、警察庁から国庫補助金が追加交付されたことに伴い、財源更正を行うものでございます。

2ページをお願いいたします。

上段の警察施設費で5,361万7,000円の減額をお願いしております。

説明欄1の警察施設維持費600万円の減額は、警察署等の設備保守委託の入札で、予定価格より安く落札されたことに伴う所要見込み額の減でございます。

2の警察施設整備費のうち、(1)は、来月竣工予定の熊本北合志警察署の庁舎建設工事費等の所要見込み額の減、(2)は、昨年9月に竣工しました氷川機動センターの庁舎建設工事費等の執行残、(3)は、昨年11月に開所しました熊本県総合防災航空センターへの移転料等の執行残、(4)は、阿蘇警察署庁舎設計委託費等の所要見込み額の減でございます。

阿蘇警察署につきましては、来年度、庁舎建設に着工する予定としております。

次に、中段の運転免許費で4,411万2,000円の減額をお願いしております。

説明欄1の自動車運転免許費4,411万2,000円の減額は、免許証作成用消耗品、更新時講習用消耗品などの所要見込み額の減でございます。

次に、下段の恩給及び退職年金費259万5,000円の減額は、警察職員及びその遺族に支給する恩給や普通扶助料につきまして、受給者の減少に伴い、支給見込み額を減額するものでございます。

3ページをお願いします。

警察活動費で4,100万6,000円の減額と財源更正をお願いしております。

説明欄をごらんください。

1の一般警察運営費1,970万3,000円の減額は、被留置者数の減少に伴う被留置者食糧費等の所要見込み額の減でございます。

このほか、(2)では、警察庁補助金の内示増、(3)では、性犯罪・性暴力被害者支援交付金の交付決定に伴う財源更正をお願いしております。

2の総合治安対策費208万円の減額は、被災者からの相談受理や防犯指導等を行う被災地防犯アドバイザー業務委託契約に伴う不用額でございます。

3の生活安全警察運営費58万4,000円の減額は、警備用に係る許認可事務費や環境犯罪捜査用資機材整備費の所要見込み額の減でござ

ざいます。

4の地域警察運営費500万円の減額は、駐在所に同居して駐在所員の勤務に協力、援助している家族に対する報償費等の所要見込み額の減でございます。

5の刑事警察運営費1,365万7,000円の減額は、取り調べ録音・録画装置の入札残の減額でございます。

6の交通警察運営費のうち、(1)は、交通取り締まり用資機材保守点検費の所要見込み額の減、(2)は、自動車保管場所調査手数料の増に伴う収入証紙売りさばき手数料の増、(3)は、放置違反金の収入減に伴い、財源更正を行うものでございます。

以上、警察費の補正額は3億6,671万2,000円の増額となりまして、補正後の警察費は399億638万7,000円となります。

4ページをお願いします。

災害復旧費でございます。

交通安全施設災害復旧費で、国庫補助金の内示減に伴う財源更正をお願いしております。

以上、警察費と災害復旧費を合わせた平成29年度2月補正後の予算額は、399億6,975万5,000円となります。

5ページをお願いします。

繰越明許費補正についてでございます。

繰越明許費の変更として、項の欄の警察管理費で、補正後の額として4億7,261万7,000円の設定をお願いしております。

これは、旧航空隊庁舎解体工事など、年度内に工事が完了しない可能性があるため、繰り越しの追加設定をお願いするものでございます。

次に、債務負担行為補正についてでございます。

債務負担行為の追加として、交番、駐在所等の土地、建物の賃借の契約に要する経費2,192万6,000円、また、下段の変更では、警察関係業務として、平成30年度当初から業務

を開始する必要があるワンストップ支援センター業務委託など12項目、8,948万7,000円の増額をお願いしております。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○杉村首席監察官 監察課から、報告第5号議案について御説明いたします。

報告第5号、専決処分の報告についてであります。

これは、県警察の公用車交通事故に係る専決処分をさせていただいた7件の損害賠償事案の和解及び損害賠償額の決定に関し、議会へ報告をさせていただくものであります。

それぞれの事故の概要は、資料8ページに記載させていただいておりますとおり、7件中、番号4の1件が人身事故として、ほかの6件が物損事故として処理されております。

また、警察側の過失が大きい事故は、そのうちの3件で、相手方の賠償は全て警察で加入している自動車保険で対応しております。

ここで、昨年中の公用車交通事故の発生状況について御説明をいたします。

相手方が重傷を負うなどの大きな事故はありませんでしたが、警察側に責任のある、いわゆる有責事故が、前年比マイナス1件の57件発生しております。

これらの事故の特徴としまして、まず発生原因では、安全不確認が全体の約7割と最も多く、これらの事故は、職員が不断の注意を払えば防げたと考えられる事故であります。

次に、事故を起こした職員の年齢別では、20歳代、30歳代が全体の7割以上を占めているという点が認められました。

公用車交通事故につきましては、当県を初め、全国警察がその防止策に頭を悩ませているところではありますが、本県の状況を踏まえ、今後は、事故発生の都度、注意喚起のための教養資料を全所属に発出するなど、安全確認の意識を高める対策を強化するとともに

に、各県警察の防止策も参考にしながら、1件でも減らすために、引き続き事故防止に対する職員の意識啓発と指導、教養など実効ある対策に取り組むとともに、若い世代の職員に特化したさらなる運転技能訓練等の強化にも努めてまいります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○浦田祐三子委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑を受けた課は、課名を名乗って、座ったまま説明をしてください。

まず、先に教育委員会に係る質疑を受け、その後警察本部に係る質疑に移りたいと思います。

それでは、教育委員会に係る質疑はございませんか。

○磯田毅委員 13ページになりますけれども、高等学校等の進学奨励費、これが4,000万近く減額ということは、その中身についてちょっと、数が減ったのかですね。

それともう一つは、学校保健給食振興費の中で、定時制高等学校の夜食費が70万ほど減額されていますけれども、これは生徒数がどうなっているのかということも関係すると思いますけれども、そのあたりちょっと教えていただけませんかでしょうか。

○牛田高校教育課長 高校教育課でございます。

まず、1点目の奨学のための給付金でございますけれども、委員からございましたとおり、それを申請した生徒数の減でございます。具体的には、見込みでは6,400人弱を見込んでおりましたが、約270人ほど申請者が少なかったということで、その分を減額させていただいているところでございます。

2点目の定時制の給食費、夜食費でござい

ますけれども、生徒の数等、大きな変動はあっているわけではございませんが、これも足りなくなるといけませんので、実際的人数とそれから回数も、学校がフルに行われたというところで見込んでおります。

実際、数で言いますと、4万2,500食程度を見込んでおりましたけれども、現在のところ3万5,000食程度ということで、これは人数プラス利用した回数でございますけれども、ということで減っておりますので、その分を減額させていただいております。

以上でございます。

○磯田毅委員 ついでですけれども、定時制高等学校の学生の数の最近の推移といたしますか、どんな数字で推移しているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○牛田高校教育課長 確認をいたします。

○浦田祐三子委員長 はい、牛田課長、よろしく申し上げます。

○牛田高校教育課長 県立の定時制高校、8校ございますけれども、この4年間の生徒数で見ますと、生徒数が大きくは変動していないと。具体的には、現在の1年生が約116名でございます。4年前に入りました生徒——今の4年生でございますけれども、が106名ということで、大きな変動はないという状況でございます。

以上でございます。

○浦田祐三子委員長 ほかに質問はありませんか。

○氷室雄一郎委員 2点だけ。ちょっと2ページのこの教育センターの研修事業費が2,000数百万、これは毎年大体ある程度決まっているわけじゃないかと思うんですが、何

でこんなにここは全部減つとるんですか。

○江藤教育政策課長 教育政策課でございます。

これは、初任者研修期間中に代替として授業を行う非常勤の講師の採用実績の減によるものでございます。

○氷室雄一郎委員 全部、県立も小中もですか。

○江藤教育政策課長 教育政策課です。

県立高校のほうも——(1)が県立高校でございます、(2)が小中学校でございます。その減によるものです。

○氷室雄一郎委員 そんなに減つとるものなんでしょうか。

○江藤教育政策課長 県立のほうが、9名ほど減っております。小中のほうが60名ほど見込みよりも減ったということで、減額になっているところでございます。

○氷室雄一郎委員 じゃあもう1点、委員長。

○浦田祐三子委員長 氷室委員、どうぞ。

○氷室雄一郎委員 これは14ページですけども、この育英資金の貸し付けの部分ですけども、ここは2億4,000万減つとるわけですけども、これは何か理由か何かあるんですかね。

○牛田高校教育課長 高校教育課でございます。

貸付金の(1)、いわゆる通常の育英資金でございますけれども、4,357名を見込んでおりましたが、今回3,631名ということで、見

込みよりも減っているところでございます。

ここ数年の傾向でございますと、育英資金の新規の申請の方の数は少しずつ減っている傾向でございます。これは、生徒数の減によるものと、それから、先ほども御質問いただきました奨学のための給付金、これが貸与でなくて給付として今制度が始まっていますので、その導入とともに少しずつ減ってきているという傾向がございます。

以上でございます。

○氷室雄一郎委員 じゃあ、今後、若干減っていくという見込みが予想されるわけですか。どうなんですかね。

○牛田高校教育課長 御指摘のとおり、今後、いわゆる新規の貸付金につきましては、少しずつ減っていくというふうな見込みを持っているところでございます。

○氷室雄一郎委員 もう1つ、災害特別枠というのがありますが、これも8,000万ぐらい減っているわけですけども、これは所要見込みよりも非常に少なかったという判断なんですか。

○牛田高校教育課長 このいわゆる熊本地震によります特例枠でございますけれども、これも見込みの段階では700名強を見込んでおりましたが、現在のところの申請が約430名ということで、少なくなっております。去年が500名ちょっとでございましたけれども、ことしはさらに少なくなっているという状況でございます。

○氷室雄一郎委員 わかりました。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はありませんか。

○小早川宗弘委員 26ページからの育英資金貸付金の支払い請求についてですけれども、今回、何か一気にわっと訴えを起こされたのかなというふうな感じがしています。39号から44号、6件ですかね。これは、何か訴えに至るまでの基準とか、そういうのは何かあるんですか。ちょっと参考までに聞かせていただきたいと思いますし、それと、1人当たり大体どれぐらいの負債を負われているのかというようなことを教えてください。

○牛田高校教育課長 高校教育課でございます。

おおむね6カ月程度滞納が続きますと、督促を行うようにしているところでございます。

今回、御報告いたしております12名、これは12名ですけれども、お1人の方が奨学生が2人ということで、実際の奨学生ベースで言いますと13名になるんですけれども、23名に対しまして支払い督促を行った中のその13人ということでございます。

ちなみに、今お尋ねの額について、今回の支払い督促の対象の方につきまして、一番多い方で89万円、一番額が少ない方で14万ということが、これが延滞利息も含めた請求額でございます。

以上でございます。

○小早川宗弘委員 こういうふうな訴えを起こされて、今まで電話とかいろいろ約束しても面会できないというふうなことで、先ほど説明があったと思いますけれども、こういう場で何か実際その本人さんとお会いできて、返還率が非常に高まるというふうなことでありますので、これはぜひ早目にこういうふうな、そういう懸念のあらわれる方というのも、まだ滞納されている方もたくさんいると思いますので、できるだけそういうふうな取り組みを充実させていただきたいと思います。以

上です。

○浦田祐三子委員長 ほかにございませんか。

○吉永和世委員 20ページの施設課であります。県立高等学校施設整備事業、不調、不落が続いているということですが、その施設は急を要するような状況なのか、それともそうではないのか、そこをちょっと教えていただければと思います。

○猿渡施設課長 施設課です。

急を要するかどうかという判断はなかなか難しいところもございますが、今回上げさせていただいている分については、入札の不調、不落が原因で次年度に行ってしまったものですが、災害復旧に伴うものというわけではございませんで、通常の老朽化等の整備に係る部分でございますので、何とか学校のほうには、我慢ではないですが、辛抱してもらって、できるだけ早くできるならというところで計画をしているところでございます。

以上です。

○吉永和世委員 状況が状況だけに、入札に出したからといって、とってくれるというそういう状況でもないのかなと思って、状況を見てというのが可能であれば、ちょっと入札しても不調、不落という状況でもあるし、予想されるのであれば、ちょっと間を置いてという形も必要なことかなというふうに思いますので、そこら辺もちょっと検討いただいて、しっかりと入札するんだったらとっていただくというのが一番大事なことなので、そこら辺をちょっと検討いただければなというふうに思います。

○猿渡施設課長 施設課です。

おっしゃるとおり、今全県的に余裕工期を持った発注とか、あと3月からまた工事単価が上がります。そういったものも見て、工事業者の方にも周知徹底の上、お互いに計画的にいいタイミングで受注、発注ができますように、今後も努力を続けていきたいと思っております。

○吉永和世委員 事故繰越も視野に入れながらやっていたとしても結構じゃないのかなというふうに思います。まあ、行政のほうは、事故繰越というのはちょっと嫌がる部分もあるんでしょうけれども、状況が状況だけに、そこら辺はしっかりと想定内という形でやっていたとしても結構じゃないのかなと個人的には思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、もう1ついいですか。

○浦田祐三子委員長 はい、吉永委員。

○吉永和世委員 先ほど教育長が挨拶でおっしゃった、心のケアの必要な児童生徒なんですけれども、心のケアは、発災から3年から5年後がピークということは、これからまだふえるということでもいいわけですか。

○宮尾教育長 そこは、どのくらいふえるとかかふえないかというのは、少し動向を見ていく必要があると思ひますが、発災後、1年たってぐっと減ってきました。ところが、やっぱり1年たって、アニバーサリー反応だったり、あるいは進学、進級等で環境が変わる、あるいは年齢に応じた成長段階でやっぱり新たなストレス等を感じたところでふえてきているという部分がございます。

先ほど、今2,000人のうちの6割は新しい子供たちだという御説明をいたしましたけれども、そういう中で、これまでそういう症状とかがなかった子供たちが、新たにやっぱり

ストレスを抱えたり、泣き出したりというようなことが出てきているということがございますので、あらゆる子供にそういう可能性は今後ともあり得るかなという意識を持って、学校現場、我々も含めたところで、しっかりと取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

○吉永和世委員 大変対応に難しい状況かなというふうに思ひますが、阪神・淡路大震災の経験というか、そういったものがあるとは思ひますが、全て合致するわけじゃないでしょうけれども、そういうのも参考にしながらしっかりと対応いただければというふうに思ひますので、よろしくお願ひします。

○宮尾教育長 ありがとうございます。

○吉田孝平委員 10ページの文化課で、文化財災害復旧事業に対しまして、6億ぐらい減になっていますけれども、これは未指定の文化財も入っていて、今の現状と今後どういった状況になるのかを教えていただきたいと思ひます。

○岡村文化課長 文化課でございます。

未指定の歴史的建造物については、全部で昨年から各個別の所有者の方を訪問して、全ての所有者に対して、歴史的工法であったり、大体概算の復旧費用が幾らかというようなことをお伝えをして回っているというところです。

現在のところ、対象となる未指定の歴史的建造物の件数としては、159件ということになっております。そのうち、これまで接触した結果、保存するという意向を持たれた方が129件、81%余りの方が保存をするということで、今のところ決定をされておられます。

ただ、残念ながら、やっぱり今後修復したとしても、維持管理がかかってくるというこ

ともあって、保存が困難という方も159件のうち24件はございますけれども、8割を超える方は保存をされるということになっております。

こちらについては、未指定の文化財でありますけれども、民間からの寄附金をもとにした文化財復旧復興基金というのを設置しておりますので、そちらの基金のほうからの助成制度というのを県で制度化しておりますので、それもこの保存の意向、保存すると決断されたところには少し効果があったのかなと思っております。

今回、ちょっと減額が大きいところは、年度当初においては、本年度中の申請が114件というふうに見込んでおりましたけれども、やっぱり建物というか、建造物ですので、工法あたりの検討であったり、あるいは復旧の時期あたりが後年度以降にずれることもありまして、今年度中の見込みが114件から34件に減ったということもありまして、ちょっと減額の補正のほうが大きくなっております。

以上でございます。

○吉田孝平委員 わかりました。

今後、じゃあまた新たにということはないような状況ですかね。今後、新たにまた手を挙げられるというのは、もう見込みがない、見込みというか、何ですか、手を挙げられるというのはないような状況ですかね、これから先は。

○岡村文化課長 文化課でございます。

今年度中に——昨年度で、歴史的建造物については、過去の調査をもとに、大体件数を110件余り対象としていたんですけども、再度、今年度に入りまして、ほかに対象となる建造物がないかどうかの調査を行いまして、その結果、159件というふうに、まあ追加で認定をしておりますので、今のところこれで……。

○吉田孝平委員 了解しました。

○岡村文化課長 全てかなというふうに考えております。

○吉田孝平委員 わかりました。ありがとうございます。

○浦田祐三子委員長 ほかにありませんか。——なければ、これで教育委員会に係る質疑を終了します。

引き続き、警察本部に係る質疑はございませんか。

○山本秀久委員 今日までちょっと私は、この委員会を、ほとんど視察なんかも御無礼しとったわけですけども、私も健康上の理由から今まで御無礼いたしましたけれども、ただ1つ、毎年のことだけれども、予算の確立が全く、繰り越しとか、必要な予算がつかないということがあるようだけれども、その原因が何かあるんですか。何か、警察にしても教育にしても、いつも要求する額というものがそのとおりにつかないということは、何か原因があるのかということだ。私は、今まで余り委員会に接してなかったから、よくその理由がわからぬものだから。何かありますか、教育委員会も警察も。

○木村会計課長 委員の御指摘をいただきましたことについてでございますけれども、予算の確保につきましては、警察本部の場合でありますと、県の財政課のほうにいろいろ要望をさせていただきますけれども、その過程でしっかり協議をして、これは必要というものにつきましては、毎年度、大体おおむねいただいておりますという状況でございます。

○山本教育理事 教育理事の山本でございます。

す。

熊本地震も起きまして、非常に財政状況厳しい折ではございますけれども、教育委員会といたしましても、新しい教育上の課題にしっかりと取り組んでいく必要がございます。そういったところをしっかりと財政当局のほうには説明をさせていただいております、事業の予算については、つけていただいているというふうに認識しております。

以上でございます。

○山本秀久委員 実は、私は、党関係をずっと長くやらせていただいて、その党の関係から、自民党というものは、大衆の皆さん方の生活の安定と国の安定を図りながら政策をやっている状況は御存じのとおりであります。

そういうときに、今熊本は、おかげさまで、皆さん方の支えのおかげで立派な組織ができております。そういうチーム熊本というものの中から、警察にしても、いろんな問題に対して、熊本県民の負託に応えるように、今政策的には十二分に動いていると思う。

そういうときに、ちょっとこうやって見てみると、見込み違いとか、そういうのが大変多いものだから、どうしてそういう見込み違いが生まれてしまうのか。そういう点を、予算がつかなかった、そういうふうな解釈をするものだから。だから、どうしてそういうふうになるのかなと私は思ったものだから。だから、十二分に、教育とか警察というのは重要な課題の一つでありますので、やっぱり十二分に予算獲得ができながら進めていかんと、これは。後退しては困るわけだ。そういう点をよく認識していただきたい。

以上です。

○浦田祐三子委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

なければ、これで警察本部に係る質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第7号及び第39号から第44号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外7件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外7件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、その他に入ります。

執行部からの御報告はございません。

その他ですが、今定例会においては、3月に後議分の委員会もありますので、本日は急を要する案件についてのみ質疑をお願いします。

何かございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 それでは、以上をもちまして本日の議題は全て終了いたしました。

これをもちまして第6回教育警察常任委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午前11時4分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

教育警察常任委員会委員長